

# PPP/PFIの必要性と国の施策動向

令和3年10月27日

第1回群馬県PPP/PFIプラットフォーム



内閣府 民間資金等活用事業推進室  
企画官 佃 誠太郎

## 1. PPP/PFIの概要

1-1 社会的背景

1-2 PPP/PFIの概要

1-3 PPP/PFIの必要性について

## 2. 国の支援施策

2-1 内閣府の支援施策

2-2 その他の国の支援施策

## 1. PPP/PFIの概要

1-1 社会的背景

1-2 PPP/PFIの概要

1-3 PPP/PFIの必要性について

## 2. 国の支援施策

2-1 内閣府の支援施策

2-2 その他の国の支援施策

# わが国の社会環境

- 少子高齢化が急速に進展し、2008年をピークに人口が減少に転じ、2050年には総人口が1億人を下回る予測。
- 高齢化に伴い、歳出予算において社会保障関係費等が増加する一方、公共事業等の投資的経費は減少傾向。
- 高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックが一斉に更新時期を迎えていく。
- 公共サービスの担い手である行政職員は減少傾向にある。

## ○人口減少・少子高齢化



出典：内閣府資料

## ○社会資本の老朽化

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

|                            | 2018年3月 | 2023年3月 | 2033年3月 |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| 道路橋<br>[約73万橋(橋長2m以上の橋)]   | 約25%    | 約39%    | 約63%    |
| トンネル<br>[約1万1千本]           | 約20%    | 約27%    | 約42%    |
| 河川管理施設(水門等)<br>[約1万施設]     | 約32%    | 約42%    | 約62%    |
| 下水道管きよ<br>[総延長:約47万km]     | 約4%     | 約8%     | 約21%    |
| 港湾岸壁<br>[約5千施設(水深-4.5m以深)] | 約17%    | 約32%    | 約58%    |

出典：国土交通省総合政策局資料

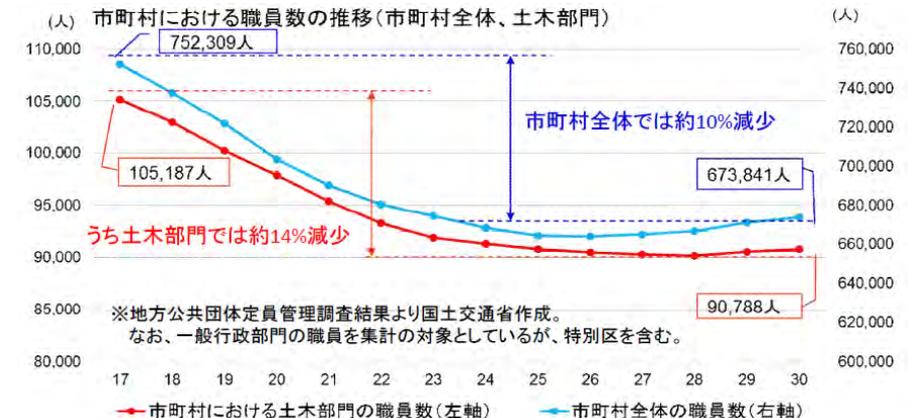
## ○国及び地方の歳出予算の推移

※平成12年度(2000年度)と令和2年度(2020年度)の比較

|    | 社会保障関係費                        | 投資的経費                                      |
|----|--------------------------------|--|
| 国  | 16.8兆円⇒35.8兆円                  | 9.4兆円⇒6.1兆円(公共事業)<br>6.5兆円⇒5.4兆円(文教及び科学振興) |
| 地方 | 20兆円⇒40兆円<br>※社会保障関係費を含む一般行政経費 | 28兆円⇒13兆円                                  |

出典：総務省、財務省資料より内閣府作成

## ○職員数の減少



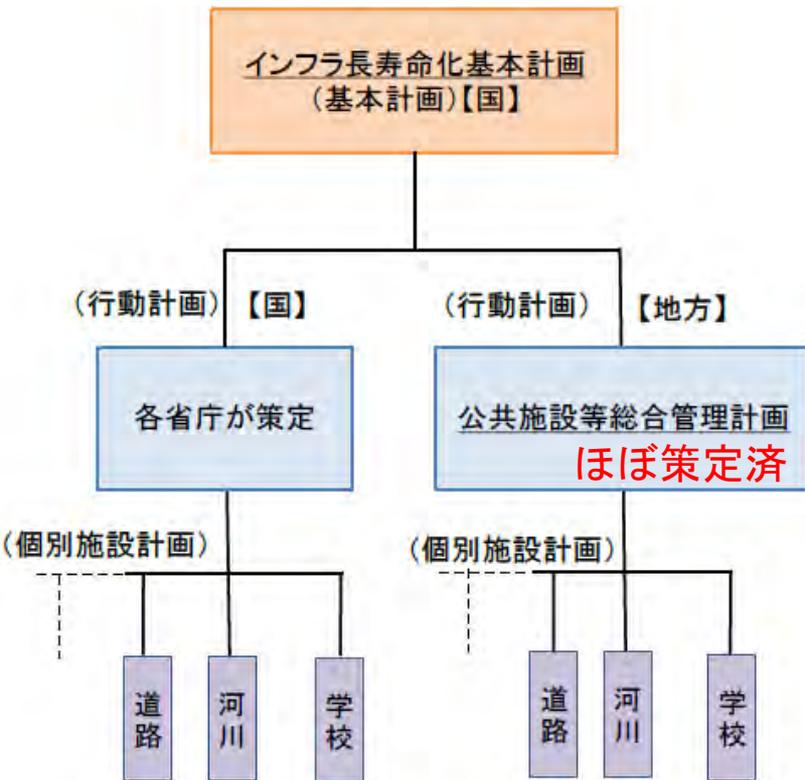
※地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。  
なお、一般行政部門の職員を集計の対象としているが、特別区を含む。

出典：国土交通省総合政策局資料

# 公共施設等総合管理計画について

## 目的

- 各地方公共団体が公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現



2020年頃までの策定を目標  
(インフラ長寿命化基本計画)

## 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

### 五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。

## 群馬県公共施設等総合管理計画(抜粋)

### 第3章3(3)維持管理・修繕・更新等の実施方針

更新等が必要と判断される施設については、施設特性に応じて、民間資金等を活用した整備手法も検討するなど、効率的・効果的な更新を進めます。

## (例)前橋市公共施設等総合管理計画(抜粋)

### 第5章(4)民間活力の導入

#### (4)民間活力の導入

市民負担を軽減し、資産を効率的に活用するには、行政の視点以外の多様な選択肢を検討する必要があります。

民間活力の導入に向けた、市場調査をはじめ連携強化や情報交換等を行うなかで利活用の幅を広げる工夫を行います。

## わが国の社会環境②

### 厳しい社会環境

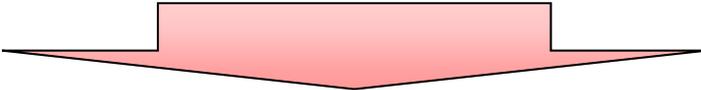
- 人口減少・少子高齢化
- 厳しい財政状況
- 公共施設等の老朽化

### 老朽化の見える化

- 10万長寿命化基本計画
- 公共施設等総合管理計画
- 個別施設計画



公共施設の取捨選択をしながら  
適切な更新・維持が求められる



従来と同じやり方・官だけの発想で  
すべてに対応するのは難しいのではないか

# PPP/PFIについて①

## PPP/PFI推進の背景

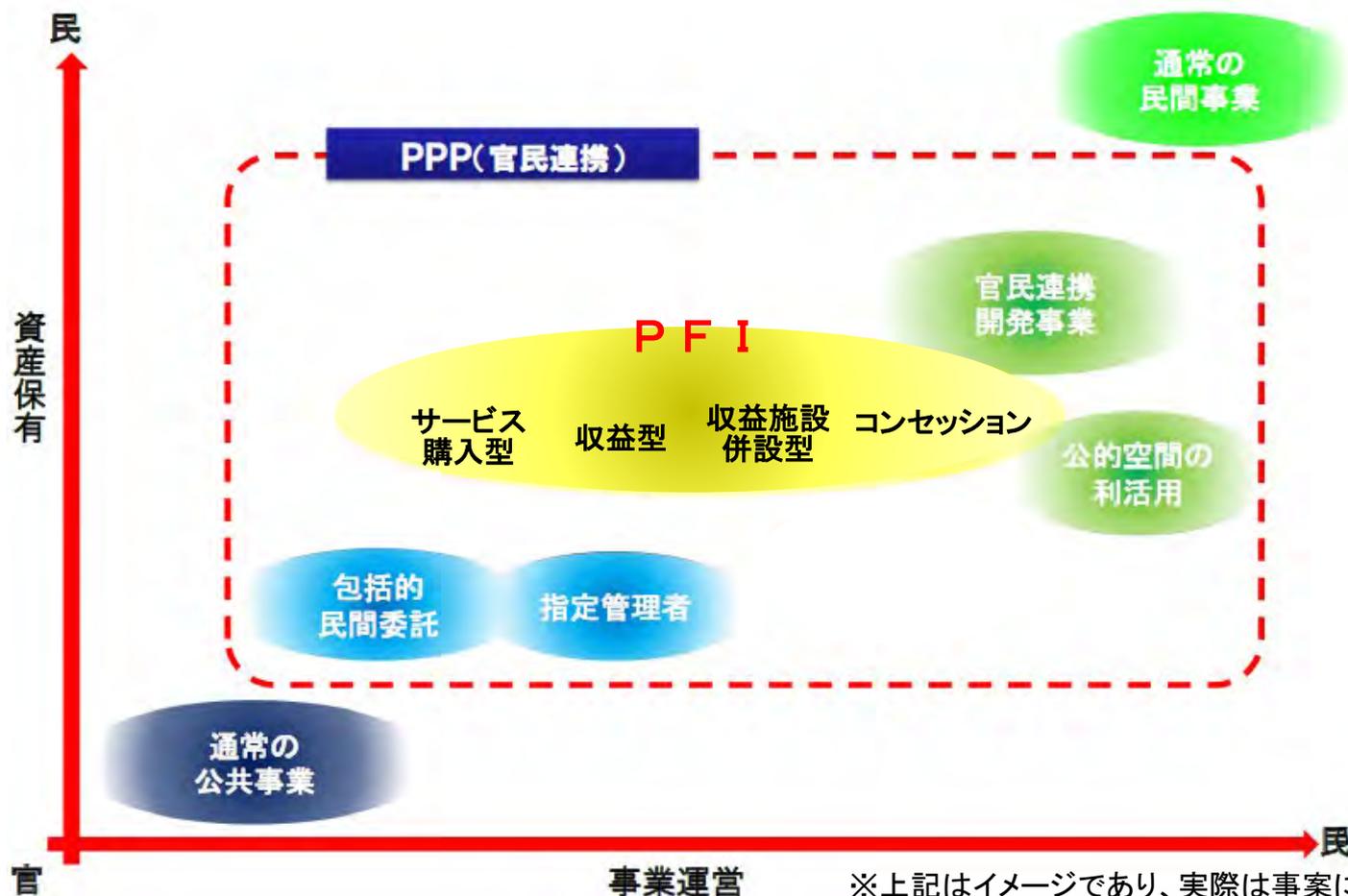
### 我が国の現状

- 人口減少・少子高齢化
- 厳しい財政状況
- 公共施設等の老朽化

適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要であるが…

これらを実現する手段の一つとして**PPP/PFI**の活用が有効

▶現在、818事業でPFIが活用されている。



※上記はイメージであり、実際は事案により異なる。

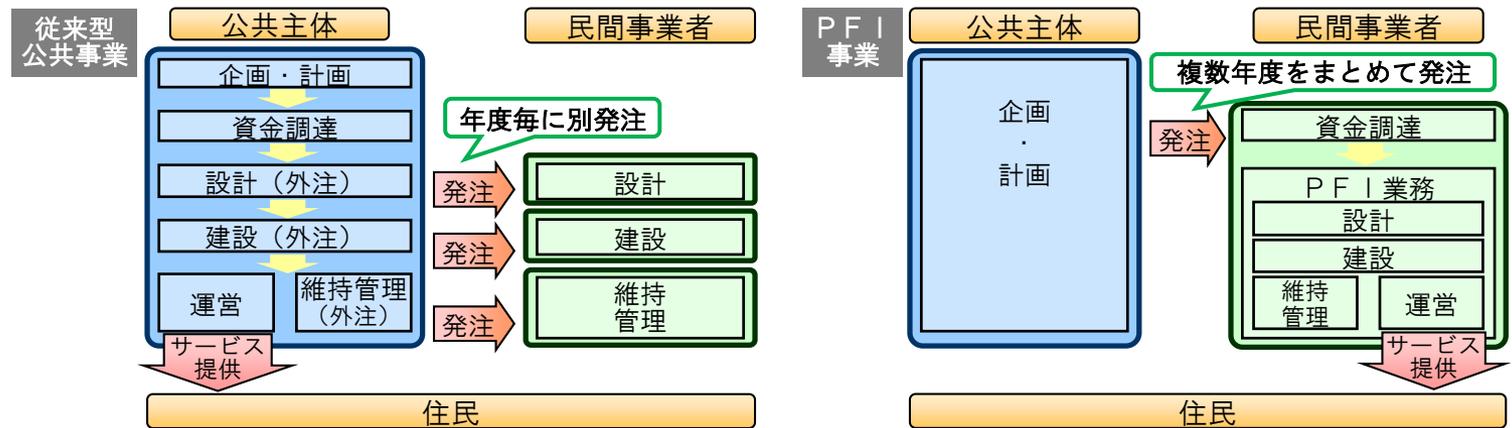
# PPP/PFIについて②

## PFIとは？（Private Finance Initiative（民間資金等活用事業））

（根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法））

庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、**どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争**させ、最も優れた民間事業者を選定し、**設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう**発注制度。

### ■従来型公共事業とPFI事業の違い



### 公共施設等運営権（コンセッション）：

空港、上下水道、展示場等**利用料金を取れる公共施設等の管理・運営を長期に渡って行える権利**。PFI法に基づき公共施設等の管理者が設定し、内閣府に登録ができる、抵当権を設定できるなどのメリットがある。

## PPPとは？（Public Private Partnership（官民連携事業））

**官民連携事業の総称**であり、PFI以外にも、**指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸し出し**などの手段がある。

# PPP/PFIの効果と必要性

## PPP/PFIの効果

- 1) 企画・計画段階から運営に至るまで民間のアイデアを最大限活用できる発注方式。  
特に地域企業のノウハウを生かすことで、市民が喜ぶ施設を建設・運営  
➡ **良好なサービスの提供**
- 2) 設計から運営までの長期一括発注で経費削減効果  
建設費等を長期に渡って延払い、収益施設の併設により節約も可能。 ➡ **財政健全化**
- 3) 受注者である企業グループの構成企業は、内部留保（日本企業全体で約484兆円）等を活用した  
出資等を通じ、長期の収益源の確保や新たなビジネス開拓が可能に。 ➡ **経済活性化**

## PPP/PFIの必要性

人口減少や新型コロナウイルス感染症への対応等により国及び地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中、また、今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中で、効率的かつ効果的に良好な公共サービスを提供するとともに、公的負担の抑制を図りつつ、新たなビジネス機会の創出等による地域活性化等を実現していくためには、引き続き、多様なPPP/PFIを全国的に普及させていくことが必要。

# PPP/PFIが進まない理由(課題)

潜在的には大きな可能性がありながら

PPP/PFI事業拡大の上昇スパイラルに入らない理由(課題)

## 発注側(自治体)

## 受注側(民間)

### ① PPP/PFIに対する不慣れ

- ・職員の経験・ノウハウ不足により手続きの進め方や契約の仕方がわからない(従来型発注の仕方ならば慣れている)
- ・事業の企画に対する民間企業からのアイデアや意見の集め方(サウンディングの仕方)がわからない
- ・PPP/PFI方式で発注する際に必要となる事業者の公募書類の作成や事業者からの提案の評価等を支援するコンサルタントとの契約が必要だが費用が用意できない
- ・民間の事業者の問題なく運営してもらえるか経験がなく不安

### ② 地域企業の受注機会が減少するのではないか等の懸念

### ③ 議会における合意形成

### ④ 入札不調による時間・マンパワーのロスへの不安

- ・従来とは違う方式で発注すると応札できる民間事業者(プレーヤー)が少ないため入札不調になるのではないかな

### PPP/PFIに対する不慣れ

- ・業種ごとに発注される従来型の案件の受注になれている
- ・一方、異業種の企業と連携して受注し、事業を運営した経験がない(特別目的会社への出資等をした経験がない)
- ・連携できる企業が少ない
- ・他社との差別化を図れる優れた企画提案書を作成できるノウハウ等がない
- ・事業を運営する過程で発生する可能性のあるリスクについて、公民でどう分担して契約すればよいか分からない

等

## PPP/PFIが進まない理由(懸念)

- PPP/PFI事業は、規模の大きな地方公共団体における事業において実施されるものであり、比較的規模の小さな地方公共団体では対象となる事業が無いのではないか。
- PPP/PFI事業は、全国的な大手企業のみが実施できるものであり、地域の企業では対応できず、地域企業の受注機会を損なうこととなるのではないか。

## PPP/PFIが進まない理由(懸念)

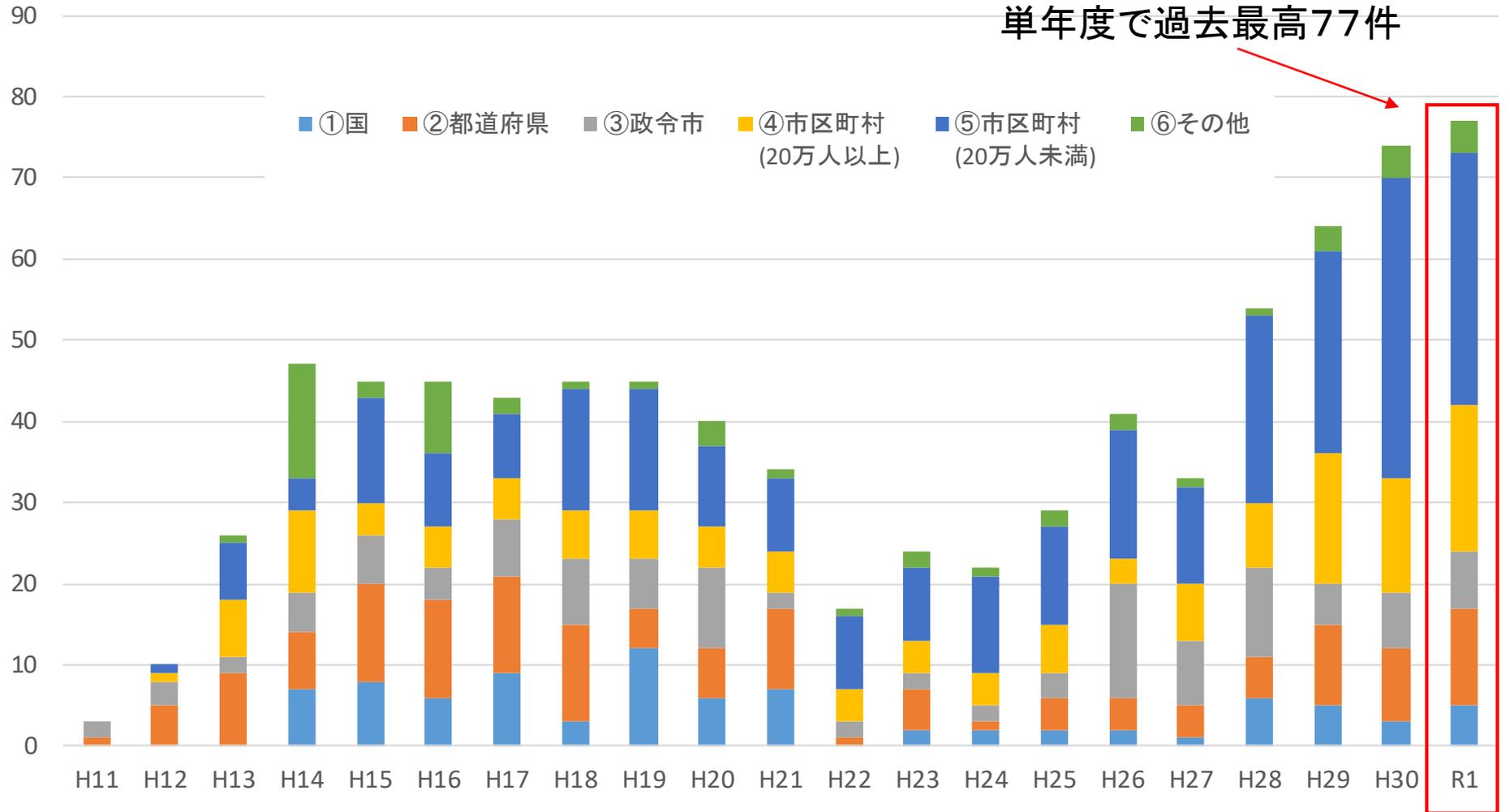
- PPP/PFI事業は、規模の大きな地方公共団体における事業において実施されるものであり、比較的規模の小さな地方公共団体では対象となる事業が無いのではないか。
- PPP/PFI事業は、全国的な大手企業のみが実施できるものであり、地域の企業では対応できず、地域企業の受注機会を損なうこととなるのではないか。

# PFI事業の実施状況／事業主体別事業数

令和2年3月31日時点

○全体 818件

(内閣府調べ)



● 市区町村におけるPFI活用が増え始め、今やPFIの主役は大都市から市区町村へ！

## PPP/PFIが進まない理由(懸念)

- PPP/PFI事業は、規模の大きな地方公共団体における事業において実施されるものであり、比較的規模の小さな地方公共団体では対象となる事業が無いのではないか。
- PPP/PFI事業は、全国的な大手企業のみが実施できるものであり、地域の企業では対応できず、地域企業の受注機会を損なうこととなるのではないか。

# 令和元年度 PFI事業における地域企業の参画状況

令和元年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式を除く47事業について、選定グループにおける地域企業の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

- 地域企業※が参画している事業 : 87% (41/47件)
  - 地域企業※が代表企業として参画している事業 : 47% (22/47件)
- ※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例：選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数／全構成企業数

- : 地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業
- : 地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業
- : 地域企業が参画していない事業

| 事業規模<br>分野                            | 契約金額（落札金額）   |  |  |   |  |  |  |   |  |  |
|---------------------------------------|--|--|--|---|--|--|--|---|--|--|
|                                       | ← 10億円未満   |  | 10億円 ~ 100億円以上   |   |  |  |  |   | → 100億円以上  |  |
| 教育・文化<br>(学校、学校空調、体育館、給食センター、文化交流施設等) | <span style="background-color: #FFFACD;">2 / 5社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">5 / 7社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">4 / 6社</span>   | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 5社</span>  | <span style="background-color: #FFD700;">8 / 8社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 7社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">4 / 9社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">2 / 7社</span>  | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 6社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 9社</span> |
|                                       | <span style="border: 1px dashed black;">0 / 4社</span>  | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 3社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 3社</span>   | <span style="background-color: #FFFACD;">4 / 6社</span>  | <span style="background-color: #FFFACD;">2 / 5社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">4 / 6社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 2社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">5 / 12社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">7 / 8社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 8社</span> |
| 健康と環境<br>(医療、斎場、浄化槽等)                 |  | <span style="background-color: #FFFACD;">5 / 5社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">11 / 11社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">8 / 10社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 4社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">2 / 2社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 1社</span> |   | <span style="background-color: #FFFACD;">2 / 5社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">4 / 6社</span> |
| 産業<br>(商業振興施設等)                       | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 2社</span> |  |  |   |  |  |  |   |  | <span style="border: 1px dashed black;">0 / 3社</span>  |
| まちづくり<br>(住宅、道路、下水道等)                 | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 2社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 3社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 3社</span>   | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 3社</span>  | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 4社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">4 / 5社</span> | <span style="border: 1px dashed black;">0 / 3社</span>  |   |  |  |
|                                       | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 1社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">2 / 4社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 4社</span>   | <span style="background-color: #FFFACD;">3 / 3社</span>  | <span style="background-color: #FFFACD;">1 / 3社</span> | <span style="background-color: #FFFACD;">9 / 9社</span> |  |   |  |  |
| 庁舎と宿舎<br>(事務庁舎、宿舎等)                   |  |  |  |   |  |  | <span style="background-color: #FFFACD;">2 / 4社</span> |   |  | <span style="border: 1px dashed black;">0 / 2社</span>  |
| その他                                   |  | <span style="border: 1px dashed black;">0 / 2社</span>  |  |   | <span style="border: 1px dashed black;">0 / 4社</span>  |  |  |   |  |  |

# 地域企業の参画を促したPFI事業の例

## ○入札参加資格要件

### 1. コンソーシアムの代表企業や構成企業に市内企業を含むこと

例：入札参加者の代表企業は、市内業者とする。また、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務の各業務ともに、必ず1社以上の市内業者が構成企業又は協力企業として参画し、かつ、入札参加者を構成する構成企業及び協力企業の合計数のうち、過半数は市内業者が参画すること。

例：入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が市内にある企業を、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1社以上参加させること。

### 2. 市内企業に一定金額以上の下請け業務を出すこと

例：事業者は、市内業者のJVへの出資額、各構成員の分担工事額、及び市内の協力会社の契約金額との合計額は、市営住宅整備費の30%以上としなければならない。

## ○落札者決定基準

### 3. 市内企業が構成企業である場合に加点

例：市内に本店・本社・支店等を持つ企業がグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。

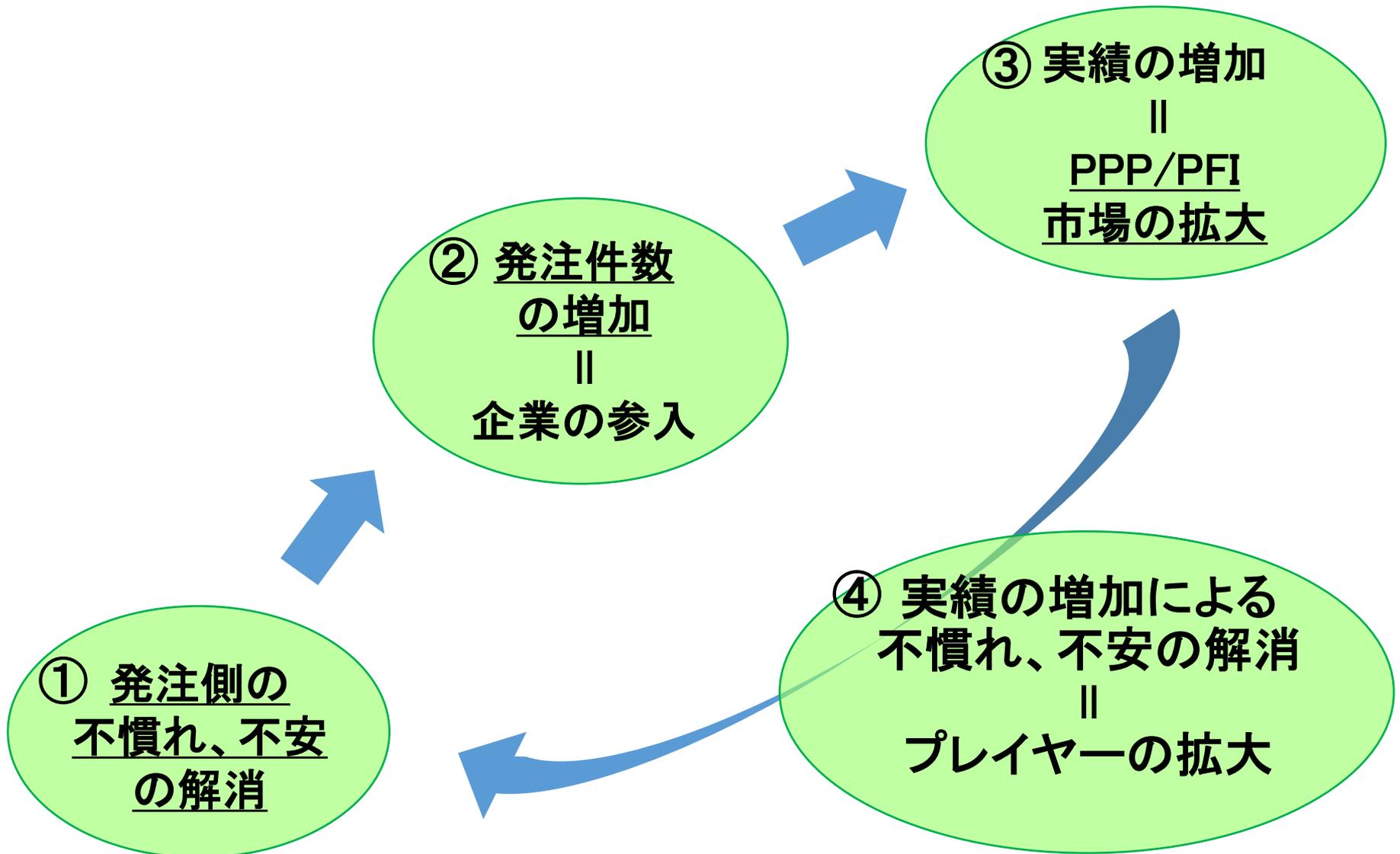
### 4. 地域経済への貢献について具体的に示されている場合に加点

例：「市内経済への貢献に関する事項」として、「市内企業への発注」「市内人材・市内資材等の活用」「市内経済貢献への配慮」を審査項目として設定。

例：「地域の活性化への貢献」の審査項目として、「構成企業及び協力企業における市内業者への金額配分割合（契約金額ベース）」「事業実施における市内業者の活用方策」等を設定。

# PPP/PFI事業拡大に向けて

課題解消により、PPP/PFI事業拡大の上昇スパイラル確立を目指す



## 1. PPP/PFIの概要

1-1 社会的背景

1-2 PPP/PFIの概要

1-3 PPP/PFIの必要性について

## 2. 国の支援施策

2-1 内閣府の支援施策

2-2 他省庁の支援施策

# 令和3年度 PPP/PFI推進に資する支援措置

## ① 地域プラットフォーム形成支援

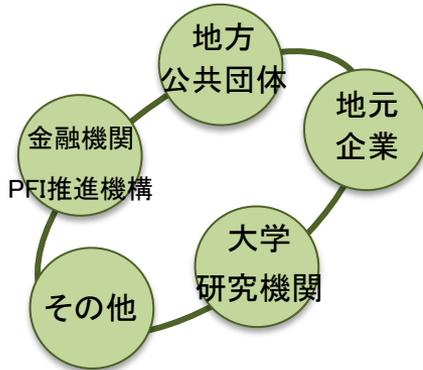
地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施

### 令和3年度支援対象

- ・秋田県
- ・群馬県
- ・愛媛銀行、伊予銀行（愛媛県）



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

## ② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価

- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

### 令和3年度支援対象

- ・行方（なめがた）市（茨城県）
- ・八街市（千葉県）
- ・諏訪市（長野県）
- ・豊明市（愛知県）
- ・羽曳野市（大阪府）
- ・智頭町（鳥取県）
- ・新居浜市（愛媛県）
- ・若狭町（福井県）
- ・広陵町（奈良県）

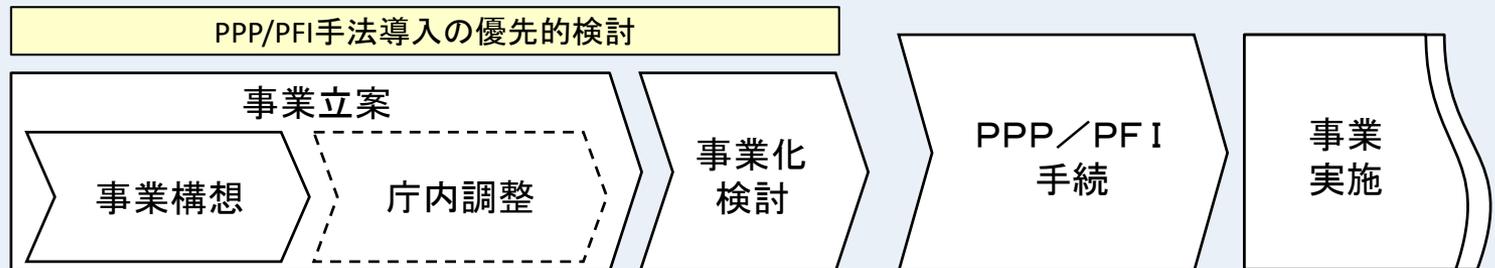
## ③ 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

### 令和3年度支援対象

- ・杉並区（東京都）…旧杉並中継所の跡地活用

## PPP/PFI案件形成の流れ



# PPP/PFI地域プラットフォーム

## 地域プラットフォームとは

地方公共団体を始め地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**するため、行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う場

## 地域プラットフォームの機能

地域においてPPP/PFI事業に取り組む上での課題

地域プラットフォームの機能

■PPP/PFI手法導入のメリットが十分に理解されていない

普及啓発機能

■地方公共団体と地域企業の官民双方にノウハウが不足している

人材育成機能

■地域の企業における受注機会喪失に対する懸念がある

■地方公共団体の考えが分からない

■どういった事業を予定しているのか、どういった公有資産を保有しているのか分からない

情報発信機能

■地方公共団体ではPPP/PFI手法の導入や公有資産の活用等に関するアイデアが思い浮かばない

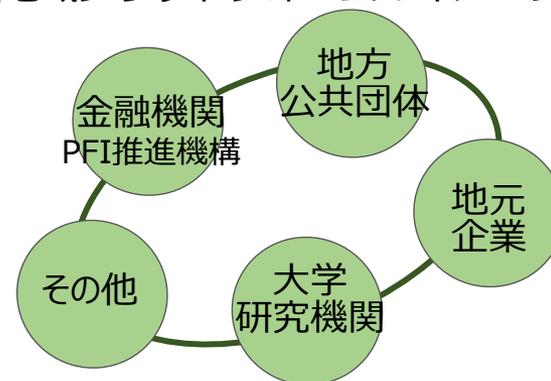
■民間からPPP/PFI事業に関するアイデアや意見を提案できる機会が無い

官民対話機能

■PPP/PFI事業に取り組む上で必要となる他業種等とのネットワークが不足している

交流機能

【地域プラットフォームのイメージ】



## 具体的な活動・取組

【主な取組例】

- **セミナーを開催し、PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等**について知識・ノウハウの習得を図る
- 具体のPPP/PFI候補案件について行政から情報を提供するとともに、その案件を題材として**サウンディング調査等の官民対話**を行い、**民間事業者の参入意向や参入条件等の確認**をし、事業化に向けた次のステップに繋げる
- 地元企業がコンソーシアムを作りやすくなるように、セミナー等の後に交流会を行い、**異業種間のネットワーク構築**を図る

# PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

## 概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

## 協定内容

### ■対象となる地域プラットフォーム

#### ○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

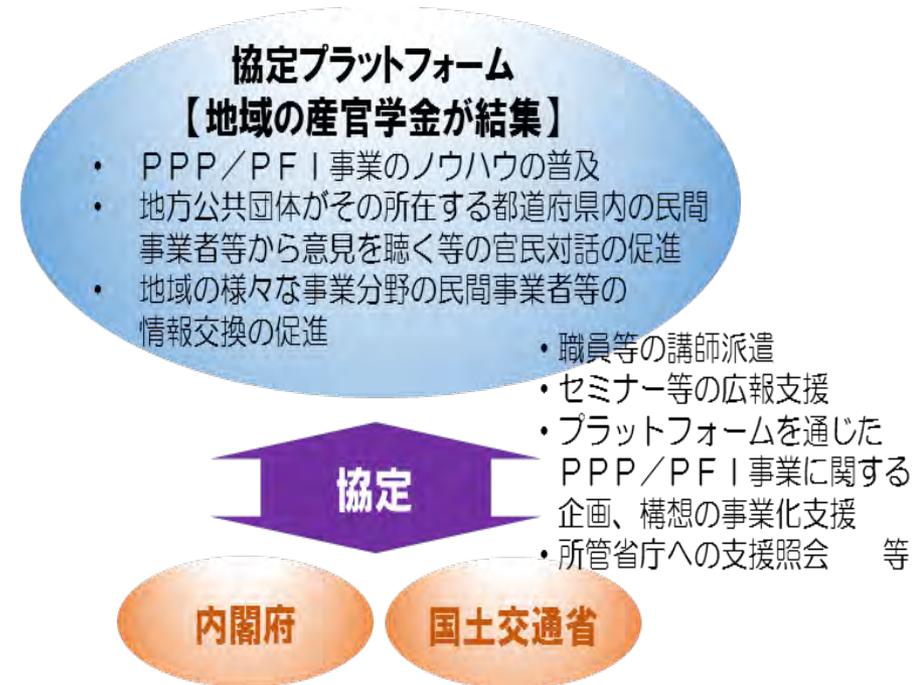
#### ○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

### ■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

### 【協定プラットフォームイメージ】



# 協定プラットフォーム一覧(令和3年度)

| PPP/PFI地域プラットフォーム名称      | 代表者の構成  |
|--------------------------|---|
| 川崎市PPPプラットフォーム           | 川崎市   |
| 横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム     | 横須賀市  |
| とやま地域プラットフォーム            | 富山市、財務省北陸財務局、(株)日本政策投資銀行、(株)北陸銀行                      |
| いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム    | (株)北國銀行、石川県、(株)日本政策投資銀行、財務省北陸財務局                      |
| ふくい地域プラットフォーム            | (株)福井銀行、(株)福邦銀行、福井県、福井市、(株)日本政策投資銀行、財務省北陸財務局          |
| ぎふPPP/PFI推進フォーラム         | 国立大学法人 岐阜大学、岐阜県、岐阜市                                   |
| 静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム     | 静岡市   |
| みえ公民連携共創プラットフォーム         | 三重県、(株)百五銀行   |
| 淡海公民連携研究フォーラム            | 国立大学法人 滋賀大学、滋賀県、(株)滋賀銀行、(株)しがぎん経済文化センター               |
| 京都府公民連携プラットフォーム          | 京都府   |
| 和歌山県官民連携プラットフォーム         | 和歌山県  |
| 鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム   | 鳥取県   |
| 広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム   | 広島県、(株)広島銀行、(株)もみじ銀行、(一財)ひろぎん経済研究所、(株)YMFG ZONEプランニング |
| 山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム  | 山口県、下関市、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)山口銀行、(株)YMFG ZONEプランニング   |
| 徳島県PPP/PFIプラットフォーム       | 徳島県   |
| 高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム   | 高知県   |
| 北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム | 北九州市、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)北九州銀行、(株)YMFG ZONEプランニング     |
| 長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム     | 長崎県   |
| 熊本市公民連携プラットフォーム          | 熊本市   |
| 宮崎県・地域PPPプラットフォーム        | 宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、(株)宮崎銀行、(株)宮崎太陽銀行                 |
| 沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム      | 沖縄振興開発金融公庫、沖縄県、沖縄電力(株)                                |
| やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム    | 山梨県、(株)山梨中央銀行   |
| ふじのくに官民連携実践塾             | 静岡県   |
| 佐世保PPPプラットフォーム           | 佐世保市  |
| おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム    | 大分県   |
| あおもり公民連携事業研究会            | 青森県、むつ市   |
| かがわPPP/PFI地域プラットフォーム     | (株)百十四銀行、香川県、高松市、(株)日本政策投資銀行                          |

# 協定プラットフォームへの主な支援内容(令和1・2年度)

## 1. プラットフォームへの講師派遣

- 関係省庁職員やPPP/PFI事業に精通した専門家を講師として派遣



静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム  
(国の政策動向について)



ぎふPPP/PFI推進フォーラム  
(PFI事業におけるファイナンスの考え方)

## 2. プラットフォームの広報活動支援

- プラットフォームが開催するセミナーへの後援名義の使用を許可
- 他地域のプラットフォーム開催状況やPPP/PFIに関する最新情報等を定期的に配信(地域プラットフォーム通信)
- ホームページへのリンク貼付等によるプラットフォームの活動の告知

## 3. 個別案件の事業化支援

- プラットフォームを通して検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援



いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム  
(羽咋駅周辺整備事業)  
出典:羽咋市HP



静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム  
(吉田町シーガーデン賑わい創出事業)  
出典:静岡市HP



佐世保PPPプラットフォーム  
(九十九島動植物園移転検討事業)  
出典:佐世保市HP

## ②優先的検討規程運用支援

### 概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

### 支援内容

#### ■支援対象

優先的検討規程を令和3年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体
- (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

#### ■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

### これまでの支援事例



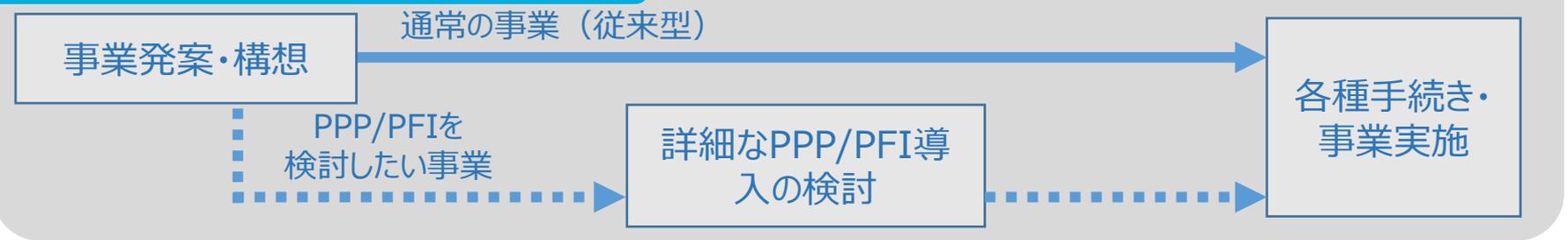
庁内勉強会における講義  
京田辺市(京都府)  
(令和2年度支援)



庁内勉強会における講義  
山陽小野田市(山口県)  
(令和2年度支援)

# 優先的検討規程とは

## これまでの事業の流れ（イメージ）



## 規程策定後の事業の流れ（イメージ）



基本的な規程の内容は・・・

- 規程の対象となる事業については、従来通りのやり方よりもお得・質のよいやり方（PPP/PFI等）がないかを、原則検討することを定めるもの（ルール）
- PPP/PFIの基礎知識や、簡易的に調べられる方法・手続きをまとめたもの（ガイドライン）

※対象となる事業規模・分野や検討の手続きなどは、自治体ごとにオリジナルで考えられる

# 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改定版) 改定のポイント

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)について、令和3年6月18日、改定を行った。改定のポイントは以下の通り。

1. 序文に前回の指針発出以降の取組と現状及び今般の改定の趣旨を記載

2. 優先的検討規程の策定を求められる地方公共団体の対象を拡大

2. 優先的検討規程の策定等(第2パラグラフ)

(改定前の記載)

公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

(改定後の記載)

公共施設等を管理する人口**10万人以上**の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

⇒ 改定を受け、人口10万人以上20万人未満の団体については、指針に基づき、令和5年度末までに優先的検討規定を策定すること等を地方公共団体に対して要請(※)

(※)内閣府・総務省通知「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」(令和3年6月21日)

# ③高度専門家による課題検討支援

## 概要

高度な専門的検討を必要とするコンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

## 支援内容

### ■支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当する事業を実施しようとしている地方公共団体等

- ・コンセッション事業(公共施設等運営権制度を活用したPFI事業)
- ・収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- ・公的不動産利活用事業
- ・PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業

※内閣府による支援が妥当と判断される事業を支援対象とします

### ■具体的な支援事項(例)

○内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- ・法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・事業採算性の検証の実施に関する助言  
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

## これまでの支援事例

大阪市  
(平成28年度支援)

設置者が「**地方独立行政法人**」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より**法務的な知見**を整理

### 『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構  
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表  
特定事業選定  
事業者募集開始
- R2.2 事業者決定
- R2.4 実施契約締結
- R4.2 開館(予定)



<イメージパース>

# PPP／PFI専門家派遣

PPP／PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

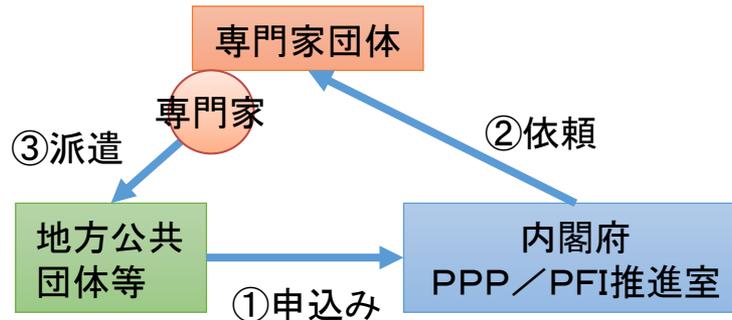
## 【概要】

- 1回につき半日程度で派遣(内容に応じて**複数回の派遣**も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、PPP／PFI専門家団体と調整し、専門家を派遣
- 派遣費用(謝金、旅費)は**全額、内閣府が負担**
- 派遣後も**内閣府職員が引き続き、相談に応じます**

## 【主な内容】

- PPP／PFI手法の基礎的な概念や考え方に関する講習会の実施
- 過去に実施されたPPP／PFI事業の事例紹介、解説
- 検討中の事業にPPP／PFI手法を導入する上での疑問点、課題等に関する相談 等

## 【派遣のしくみ】



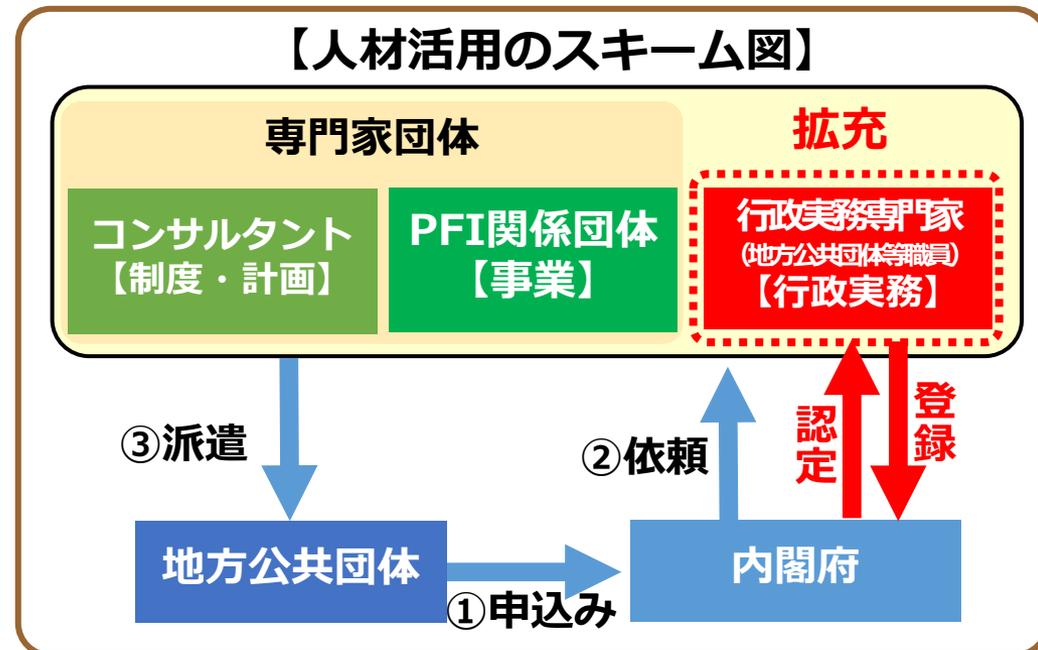
## 【申込み方法】

- 申込みは**通年**受け付けています。
- 日程や内容などの調整のため、派遣希望の1ヶ月前までに申込みください。
- まずは下記に電話、FAXでご連絡ください。



# PPP/PFI行政実務専門家の派遣について

- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成など、行政実務に関する実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として認定・登録し、内閣府ホームページで名簿を公表
- 地方公共団体からの派遣申請に応じてPPP/PFI行政実務専門家を派遣
- PPP/PFI行政実務専門家の交流や継続的な研鑽を図るため、「（仮称）専門家連絡会議」を設置し、ワークショップや座学形式による研修や情報共有できる場として活用することを検討。



# PPP/PFIに関するお問い合わせ

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します。

**連絡先: 内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655 (直通)**

## ○お問い合わせいただいている主な質問の例

### 1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇(例: 学校空調整備)を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

### 2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇(例: 温泉施設)はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

### 3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

### 4. PPP/PFI優先的検討規程

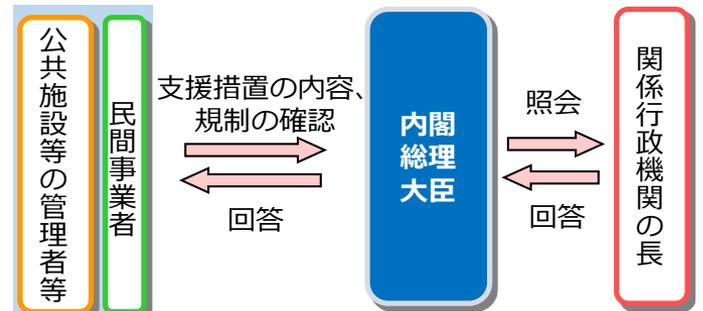
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

**必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します**

## ● ワンストップ窓口制度

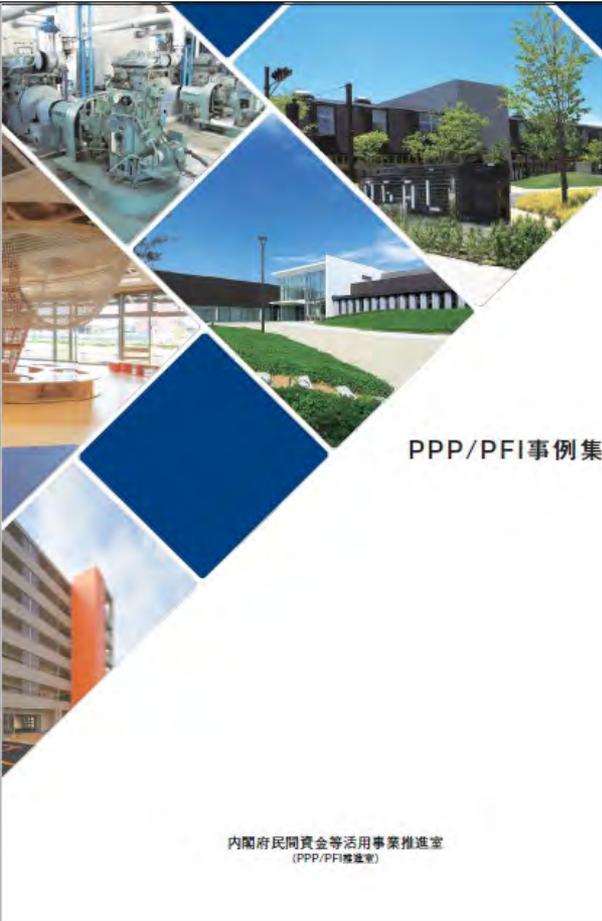
平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



# PPP/PFI事例集

・多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に参考となる事例をとりまとめ  
(給食センター、学校空調、総合体育館、スポーツ公園、図書館・美術館、ごみ焼却施設、排水処理施設、公営住宅、庁舎、道の駅等)



PPP/PFI事例集

内閣府民間資金等活用事業推進室  
(PPP/PFI推進室)

- 事例 01 伊達市学校給食センター整備運営事業 学校給食センター  
北海道伊達市

---

- 事例 02 佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業 学校空調  
千葉県佐倉市

---

- 事例 03 袋井市総合体育館整備及び運営事業 スポーツ施設  
-体育館-  
静岡県袋井市

---

- 事例 04 柳島スポーツ公園整備事業 スポーツ施設  
-運動公園-  
神奈川県茅ヶ崎市

---

- 事例 05 東根市公益文化施設整備等事業 文教施設  
-図書館等-  
山形県東根市

---

- 事例 06 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業 廃棄物処理施設  
静岡県御殿場市・小山町

---

- 事例 07 女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業 産業施設  
宮城県女川町

---

- 事例 08 旧刈田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業 観光施設  
岡山県津山市

---

- 事例 09 沼津市立少年自然の家跡施設等運営事業 公園  
静岡県沼津市

---

- 事例 10 須崎市公共下水道等施設運営事業 下水道  
高知県須崎市

---

- 事例 11 桜ヶ丘子育て支援住宅整備PFI事業 賃貸住宅  
鹿児島県鹿屋市

---

- 事例 12 紫波中央駅前都市整備事業(オガールプラザ) まちづくり  
岩手県紫波町

---

- 事例 13 貝塚市新庁舎整備事業 庁舎  
大阪府貝塚市

---

- 事例 14 函南[道の駅・川の駅]PFI事業 地域振興施設  
-道の駅-  
静岡県函南町

## 01

学校給食センター

## 伊達市学校給食センター整備運営事業

本事業は、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び伊達市の食材PRに資する事業者による自主事業を展開するための施設等を整備・運営する事業である。  
民間事業者の創意工夫により、食育レストランは、センターの2階で市民の健康増進と伊達産食材のPR、正しい食育の知識を育むことを目的にして軽食を提供するほか、その日に各学校で提供されている給食のメニューを食べることができる。(どちらも有料・給食メニューは限定)  
PFI手法の導入により、効率的かつ効果的な作業環境の創出、食育環境の改善が図られ、災害時には、1日当たり最大9,900食の炊き出しを3日間可能とする設備を導入し、もしもの時の安心を確保している。



**事業主体**  
伊達市(北海道) 人口約3.5万人(平成27年国勢調査)

**事業方式**  
PFI(BTO方式) サービス購入型+付帯事業(第2段階)  
付帯事業:食育レストラン

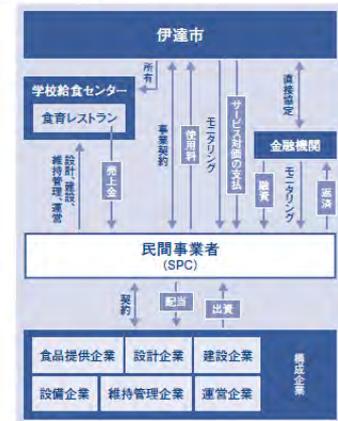
**事業期間**  
平成27年6月～令和14年8月(17年3ヶ月)

**契約金額**  
約47億円  
VFM:7.61%(特定事業選定時)  
※事業者選定時のVFMについては非公表

**施設概要**  
学校給食センター  
提供食数:1日当たり最大3,300食  
対象学校:19校(伊達市15校、社管町4校)

**SPCの構成企業**  
代表企業…食品提供企業  
構成企業…設計企業、建設企業、設備企業、  
維持管理企業、運営企業

**事業経緯**  
平成26年3月 実施方針等の公表  
平成26年6月 募集要項等の公表  
平成27年2月 優先交渉権者の選定  
平成27年6月 事業契約等の締結



# 地方公共団体等のPPP/PFI推進に資する主な支援・施策

※PPP/PFI推進施策説明会(令和3年2月25日開催)より

| 省庁等   | 事業名等                                    | 支援の内容等   | 担当部署                                 |
|-------|---|--|--------------------------------------|
| 内閣府   | PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度に基づく支援            | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁職員やPPP/PFI事業に精通した専門家を講師として派遣</li> <li>地方公共団体が地域プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援等<br/>【事業分野】全般 【補助率等】内閣府が費用を負担</li> </ul>                                       | 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)          |
|       | PPP/PFI推進に資する支援措置                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域プラットフォーム形成支援 ・ 優先的検討規程運用支援 ・ 高度専門家による課題検討支援<br/>【事業分野】全般 【補助率等】内閣府が費用を負担</li> </ul>   | 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)          |
|       | 地方創生推進交付金                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>PPP/PFI事業の検討・推進等に係る費用(導入可能性調査費やアドバイザー経費など事業計画段階に関する費用)は地方創生推進交付金の対象となり得る。(ただし、他の国庫補助金等の対象となり得る費用は対象外)<br/>【事業分野】全般 【補助率等】事業費の1/2</li> </ul>                                   | 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局<br>内閣府地方創生推進事務局 |
| 国土交通省 | 先導的官民連携支援事業                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査や、情報の整備等のための調査に係る業務に対して、調査委託費を助成<br/>【事業分野】国土交通省所管事業<br/>【補助率等】上限2,000万円の定額補助(都道府県・政令指定都市は、補助率1/2,上限1,000万円(コンセッション事業を除く))</li> </ul>             | 国土交通省総合政策局                           |
|       | インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金を徴収しないインフラの維持管理に係る官民連携事業の導入を検討する地方公共団体へ、国が委託契約をしたコンサルタントを派遣し支援を行う<br/>【事業分野】国土交通省所管事業<br/>【補助率等】国都交通省が費用を負担</li> </ul>  | 国土交通省総合政策局                           |
|       | 専門家派遣によるハンズオン支援                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>専門家を派遣し、事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、要求水準書・公募書類作成等、事業化に向けて必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオンにて支援<br/>【事業分野】国土交通省所管事業 【支援対象】人口20万人未満の地方公共団体<br/>【補助率等】国土交通省が費用を負担</li> </ul> | 国土交通省総合政策局                           |
|       | 官民連携基盤整備推進調査費                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる基盤整備の事業化に向けた検討経費を支援(PPP/PFI導入検討を本事業等で実施する案件を優先採択)<br/>【事業分野】国土交通省所管事業 【補助率等】事業費の1/2</li> </ul>   | 国土交通省国土政策局                           |
| 観光庁   | MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査および需要創出等業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>MICE施設運営にあたり、コンセッション方式導入を検討する地方公共団体に対し、導入検討のための調査支援を実施。<br/>【事業分野】MICE施設(コンセッション方式) 【補助率等】観光庁が費用を負担</li> </ul>  | 観光庁国際観光部                             |
| 文部科学省 | 文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業              | <ul style="list-style-type: none"> <li>文教施設分野において、地方公共団体等における多様なPPP/PFI手法の導入が進むよう、事業手法の検討など「事業の発案」や、事業スキームの開発など「具体化の検討」を支援<br/>【事業分野】文教施設 【補助率等】文部科学省が費用を負担</li> </ul>   | 文部科学省大臣官房<br>文教施設企画・防災部              |
| 厚生労働省 | 官民連携等基盤強化推進事業                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>官民連携の導入検討を行う水道事業体に対し、コンサルタントによる必要な検討を支援。<br/>【事業分野】水道事業 【補助率等】事業費の1/4</li> </ul>  | 厚生労働省医薬・生活衛生局                        |

# 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業

- 近年、ごみ焼却施設は、ごみの衛生的処理だけでなく、再生可能エネルギー利用の観点から、民間ノウハウを活用した事業の実施が求められている。本施設においても、焼却処理に伴い生じるエネルギーを有効利用できる高効率なごみ処理施設を整備・運営する方針としている。
- 本施設の整備・運営に係る事業手法の検討にあたっては、組合の財政負担の縮減、民間事業者が有する専門性やノウハウを活かした循環型社会の形成への貢献、環境への配慮等が安定的かつ継続的に提供することが期待できるため、PFI手法を採用した。
- 地域経済、住民への貢献として、建設及び運営機関における地元企業への発注や地域人材の雇用として5年後までの運転員の100%地元化が実現された。
- 住民サービスとして多目的広場を公園（芝生広場）として整備し、そこから工場棟へのアクセスを可能とすることで自由に施設見学が可能であり、工場棟5階を360°眺望可能な天望回廊とし来場者へ解放している。

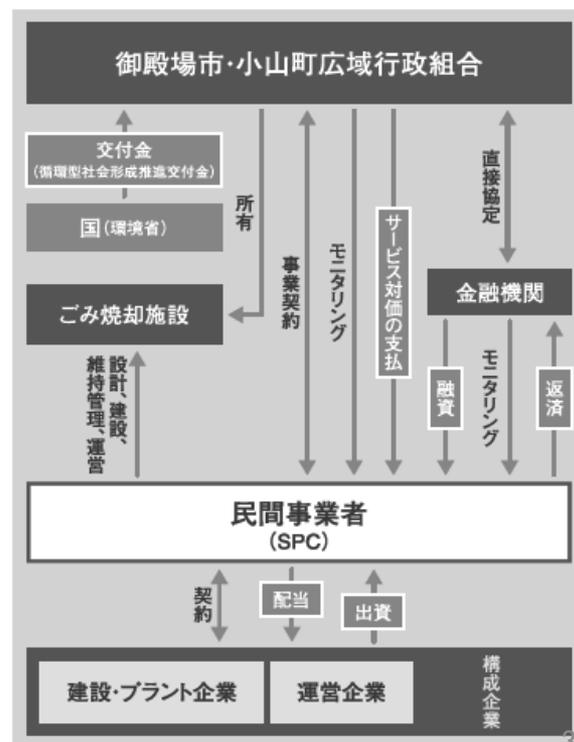
## 【施設写真】



## 【概要】

|          |   |
|----------|---|
| 事業主体     | 御殿場市・小山町広域行政組合<br>(静岡県)<br>人口：御殿場市 約8.8万人<br>小山市 約2万人 (平成27年国勢調査)   |
| 事業方式     | PFI (BTO方式) サービス購入型   |
| 事業期間     | 平成24年3月～令和17年3月 (23年)   |
| 契約金額     | 約90億円<br>VFM：35.7% (事業者選定時)   |
| 施設概要     | 処理棟、管理等、軽量棟、洗車場、防災調整池、合併処理浄化槽、多目的広場   |
| SPCの構成企業 | 代表企業…建設・プラント企業<br>構成企業…建設・プラント企業、運営企業   |
| 事業経緯     | 平成19年12月 ごみ処理総合施設整備基本計画<br>平成22年10月 実施方針等の公表<br>平成23年 2月 募集要項等の公表<br>平成23年11月 優先交渉権者の選定<br>平成24年3月 事業契約等の締結 |

## 【事業スキーム】



# 須崎市公共下水道施設等運営事業

- 公共下水道事業に関し、急激な社会状況の変化や、人口減少による使用料収入の減少等により、現在のまま推移すると事業の継続が困難となることが想定される中、国土交通省の「下水道革新的技術実証事業（B-DASH）」に応募し、終末処理場のダウンサイジング事業に着手するなど、抜本的な経営改善を進めていた。こうした中、PFI法第6条に基づく民間提案を受け、その有効性が確認されたことから事業化したものである。
- 下水道管渠を含む汚水系の施設に公共施設等運営権を設定する国内初のPFI事業（コンセッション事業）であり、SPCの収入が下水道利用料金とサービス対価により構成される混合型のコンセッション事業である。
- 公共下水道事業（汚水）と関連するインフラ維持管理業務を組み合わせた事業であり、コンセッション方式、包括的民間委託（性能発注）、使用委託を組み合わせた複合契約により実施している。小規模自治体が下水道事業の持続性を確保するモデル的な事業である。

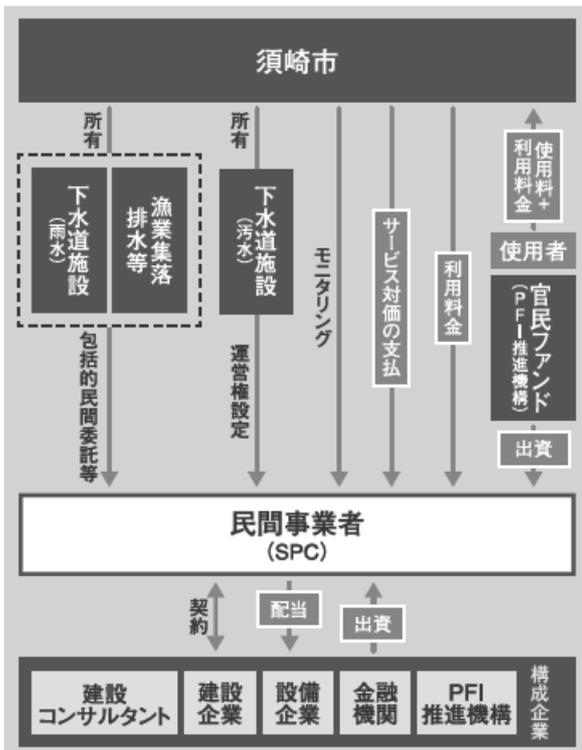
## 【施設写真】



## 【概要】

|          |   |
|----------|---|
| 事業主体     | 須崎市（高知県）<br>人口：約2.3万人（平成27年国勢調査）  |
| 事業方式     | PFI（コンセッション方式）+ 包括的民間委託等  |
| 事業期間     | 運営権設定：令和2年4月～令和21年9月（19年6ヶ月）<br>包括的民間委託等：令和2年4月～令和6年9月（4年6ヶ月）   |
| 契約金額     | コンセッション事業：約9億円（運営権対価0円）<br>包括的民間委託等：約4億円  |
| 施設概要     | 【運営権設定対象施設】<br>下水道管渠（汚水）、終末処理場（令和6年10月以降を予定）<br>【包括的民間委託等対象施設】<br>下水道管渠（雨水）、雨水ポンプ場、終末処理場（令和6年9月までを予定）、漁業集落排水処理施設（浄化槽・中継ポンプ施設）、クリーンセンター等 |
| SPCの構成企業 | 代表企業…建設コンサルタント<br>構成企業…建設企業、設備企業、金融機関、PFI推進機構   |
| 事業経緯     | 平成30年 2月 実施方針等の公表<br>平成30年 8月 募集要項等の公表<br>平成31年 1月 優先交渉権者の選定<br>令和元年12月 公共施設等運営権の設定及び実施契約の締結<br>令和2年 4月 運営事業開始                          |

## 【事業スキーム】



# 貝塚市新庁舎整備事業

- ・貝塚市役所本庁舎は、昭和40年3月に竣工した建物で、建設から50年以上が経過し、老朽化が進んでいることに加え、耐震性能が不足している。平成28年度に策定した「貝塚市公共施設等総合管理計画」において、市役所本庁舎は、建て替えを行う際は、保有総量の削減に努める方針とした。これらの経緯を踏まえ、国の公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）を活用しながら、民間活力の導入も視野に入れ、本事業に着手した。
- ・本事業は、新庁舎に福祉センターや教育庁舎、保健・福祉合同庁舎等の機能を統合することで、ワンストップサービスによる市民の利便性の向上をはかり、かつ、防災機能拠点を備えた新庁舎の整備を目的とする。
- ・設計・建設・維持管理・運営及び事業用地の一部を活用した民間収益施設の整備（事業用定期借地権設定契約）を一体として行うことにより、民間の創意工夫の発揮による公共サービスの質の向上と財政負担の縮減をはかる。

## 【施設写真】



全景イメージ



エントランスホール内観イメージ

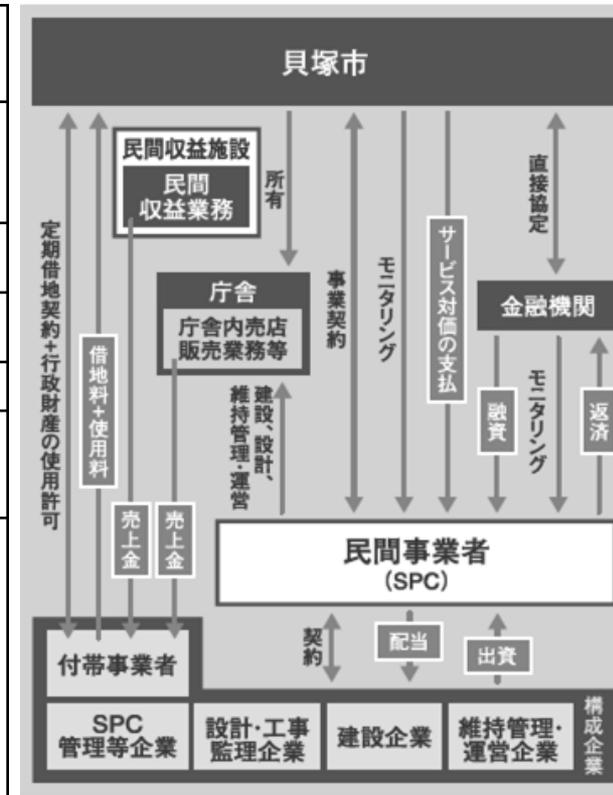


外観イメージ

## 【概要】

|          |  |
|----------|--|
| 事業主体     | 貝塚市（大阪府）<br>人口：約8.9万人<br>（平成27年国勢調査）   |
| 事業方式     | PFI（BTO方式） サービス購入型＋付帯事業（独立採算）<br>付帯事業：民間収益業務、庁舎内売店販売業務等  |
| 事業期間     | 令和元年12月～令和29年3月（27年4ヶ月）  |
| 契約金額     | 約86億円<br>VFM：14.2%（事業者選定時）   |
| 施設概要     | 庁舎、駐車場等外構施設等   |
| SPCの構成企業 | 代表企業…SPC管理等企業<br>構成企業…建設・工事管理企業、建設企業、維持管理・運営企業・付帯事業者   |
| 事業経緯     | 平成27年 3月 貝塚市役所本庁舎建て替等検討調査業務の実施<br>平成29年11月 貝塚市庁舎計画の策定<br>平成31年 2月 実施方針等の公表<br>平成31年 3月 特定事業の選定及び公表<br>平成31年 4月 募集要項等の公表<br>令和元年 8月 優先交渉権者の選定<br>令和元年12月 事業契約等の締結<br>令和4年 5月 新庁舎の供用開始（予定） |

## 【事業スキーム】



# 伊達市学校給食センター整備運営事業

- ・本事業は、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び伊達市の食材PRに資する事業者による自主事業を展開するための施設等を整備・運営する事業である。
- ・民間事業者の創意工夫により、食育レストランは、センターの2階で市民の健康増進と伊達産食材のPR、正しい食育の知識を育むことを目的にして軽食を提供するほか、その日に各学校で提供されている給食のメニューを食べることができる。（どちらも有料・給食メニューは限定）
- ・PFI手法の導入により、効率的かつ効果的な作業環境の創出、食育環境の改善が図られ、災害時には、1日当たり最大9,900食の炊き出しを3日間可能とする設備を導入し、もしもの時の安心を確保している。

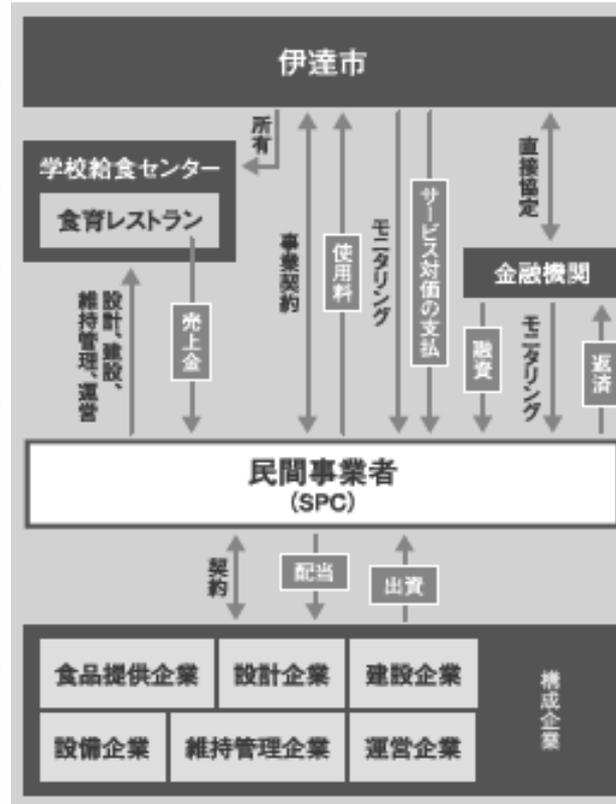
## 【施設写真】



## 【概要】

|              |   |
|--------------|---|
| 事業主体         | 伊達市（北海道）人口：約3.5万人<br>（平成27年国勢調査）  |
| 事業方式         | PFI（BTO方式） サービス購入型<br>+付帯事業（独立採算）<br>付帯事業：食育レストラン                             |
| 事業期間         | 平成27年6月～令和14年8月<br>（17年3ヶ月）   |
| 契約金額         | 約47億円<br>VFM：7.61%（特定事業選定時）<br>※事業者選定時のVFMについては非公表                            |
| 施設概要         | 学校給食センター<br>提供食数：1日当たり最大3,300食<br>対象学校：19校<br>（伊達市15校、壮瞥町4校）                  |
| SPCの<br>構成企業 | 代表企業…食品提供企業<br>構成企業…設計企業、建設企業、設備企業、<br>維持管理企業、運営企業                            |
| 事業経緯         | 平成26年3月 実施方針等の公表<br>平成26年6月 募集要項等の公表<br>平成27年2月 優先交渉権者の選定<br>平成27年6月 事業契約等の締結 |

## 【事業スキーム】



# 別府市亀川地区市営住宅集約建替事業

- ・亀川住宅は、建設から約50年近くが経過し、多くの住棟が更新時期を迎えており、早急な対応が必要状況にあることから、市は入居者の住環境の向上及び財政負担の軽減の実現を図ることを目的として、亀川住宅と同様に老朽化している近隣の内竈住宅及び浜田住宅を含む3住宅を集約し、亀川地区に建替える事業を実施することとした。
- ・本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、選定事業者は、亀川住宅、内竈住宅及び浜田住宅を解体・撤去し、新たに建替住宅を設計・建設後、市に所有権を移転し、本事業期間中に入居者移転支援業務を実施するBT方式とした。
- ・民間事業者がそれぞれの解体業務、設計・建設業務、入居者移転支援業務を一括して行うことにより、民間事業者の企画力及び技術力を活かした配置計画や住空間整備への可能性の広がりが期待できる。また、各住宅の入居者移転支援業務を一括で行うことにより、効率的な業務遂行が可能となり、円滑な仮移転及び本移転の実施が期待できる。

## 【施設写真】



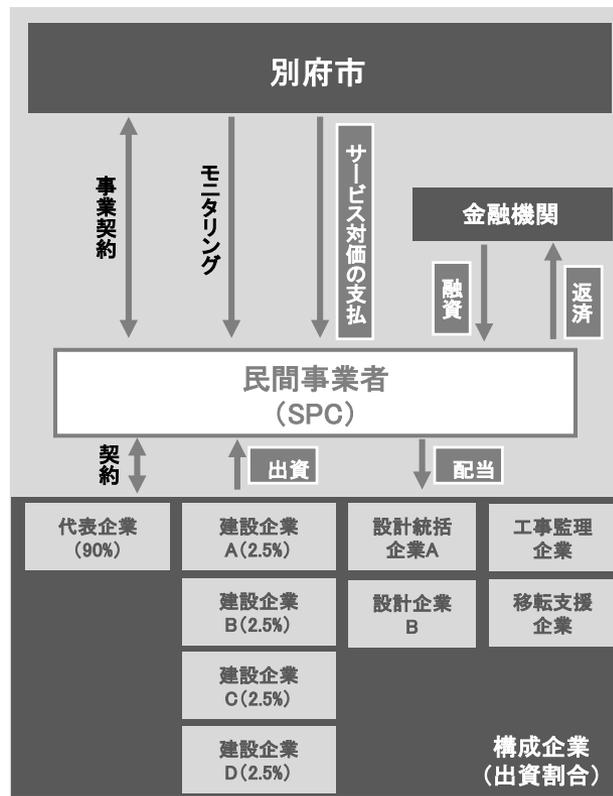
## 【位置図】



## 【概要】

|          |  |
|----------|--|
| 事業主体     | 別府市（大分県）<br>人口：約12万人（平成27年国勢調査）  |
| 事業方式     | PFI（BT方式）サービス購入型   |
| 事業期間     | 平成30年12月～令和5年1月（4年1ヶ月）   |
| 契約金額     | 約45億円<br>VFM：7.58%（事業者選定時）   |
| 施設概要     | 公営住宅、公営住宅解体跡地  |
| SPCの構成企業 | 代表企業…建設企業<br>構成企業…設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業  |
| 事業経緯     | 平成29年12月 実施方針等の公表<br>平成30年 4月 特定事業の選定・公表<br>平成30年 5月 入札公告<br>平成30年12月 事業契約等の締結<br>平成30年12月～令和元年12月 施設設計期間（仮移転・亀川住宅解体期間含む）<br>令和2年1月～令和3年12月末 建替住宅整備期間<br>令和4年1月～令和4年3月末 入居期間<br>令和4年4月～令和5年1月末 既存施設（内竈住宅・浜田住宅）解体期間<br>令和5年1月末 事業終了 |

## 【事業スキーム】



# 佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業

- ・佐倉市では、夏季の気温上昇による児童・生徒及び園児の体調管理への配慮や、学習環境の向上のため、市立の小・中学校及び幼稚園の普通教室等（683室）に空調設備を整備した。空調設備の整備にあたっては、PFI手法の導入による民間事業者の技術やノウハウを活用することで、空調設備を全校へ早期・一斉に整備することができた。また、維持管理においても、SPCが市内企業を中心に構成されていることから、緊急時においても迅速な対応が可能となるなど、維持管理の質が向上した。
- ・従来方式と同様に学校施設環境改善交付金を活用するとともに、整備に要する費用の一部に民間資金を活用し、サービス対価として事業期間中に毎年度支払いすることで財政負担を平準化することができた。民間事業者の創意工夫により、災害に備えた停電自立型ガスエアコンが一部学校に設置された。

## 【施設写真】



小学校エアコン

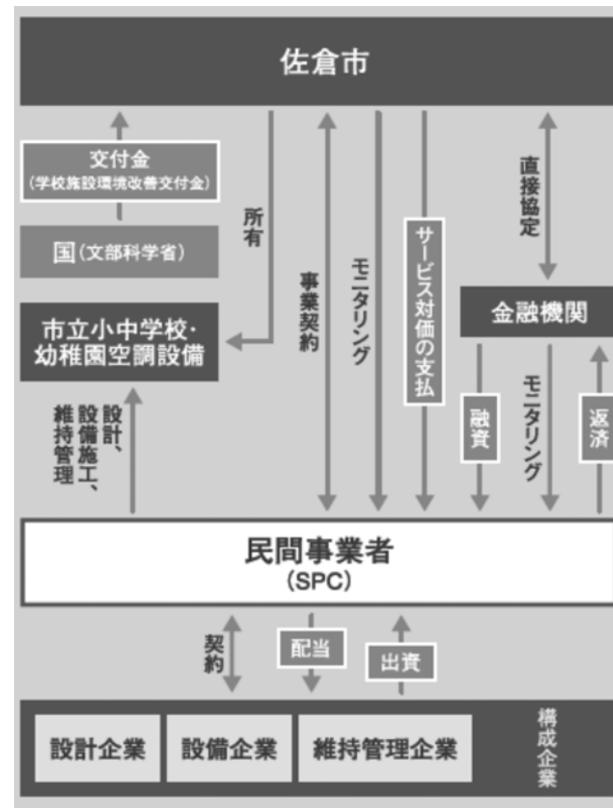


室外機

## 【概要】

|          |   |
|----------|---|
| 事業主体     | 佐倉市（千葉県）<br>人口：約17.3万人<br>（平成27年国勢調査）   |
| 事業方式     | PFI（BTO方式）<br>サービス購入型   |
| 事業期間     | 平成31年2月～令和14年3月<br>（13年1ヶ月）   |
| 契約金額     | 約24億円<br>VFM：14.23%（事業者選定時）   |
| 施設概要     | 空調整備<br>対象校：計37校園<br>（市立の小学校23校、中学校11校及び幼稚園3園）  |
| SPCの構成企業 | 代表企業…設備企業<br>構成企業…設計企業、設備企業、維持管理企業  |
| 事業経緯     | 平成30年3月 導入可能性調査<br>平成30年5月 実施方針等の公表<br>平成30年7月 募集要項等の公表<br>平成30年12月 優先交渉権者の選定<br>平成31年2月 事業契約等の締結 |

## 【事業スキーム】



# ショッピングセンターメイン用地定住促進PFI事業

- ・みやき町では、人口減少の課題に対応するため、子育て支援宣言のまち（2012年9月）を実施し、子育て世帯を対象とした住宅をPFI事業により整備した。
- ・民間事業者の経営上のノウハウや技術を活用し、事業全体のリスク管理や、設計・建設・維持管理・運営まで一体的に行うことで事業コストが削減することが見込まれた。事業には複数の地域企業が参加している。
- ・みやき町は本事業を第1号に、複数の賃貸住宅PFI事業(6事業)を展開し、地域企業のビジネスチャンスを生み出した。地域企業については、みやき町に本店・本社・主要な営業所（支社等）を持つ企業がグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点に加点している。
- ・PFI事業者のネットワークを活用した入居者募集を実施し、定住人口増加という効果が得られている。

【施設写真】



外観

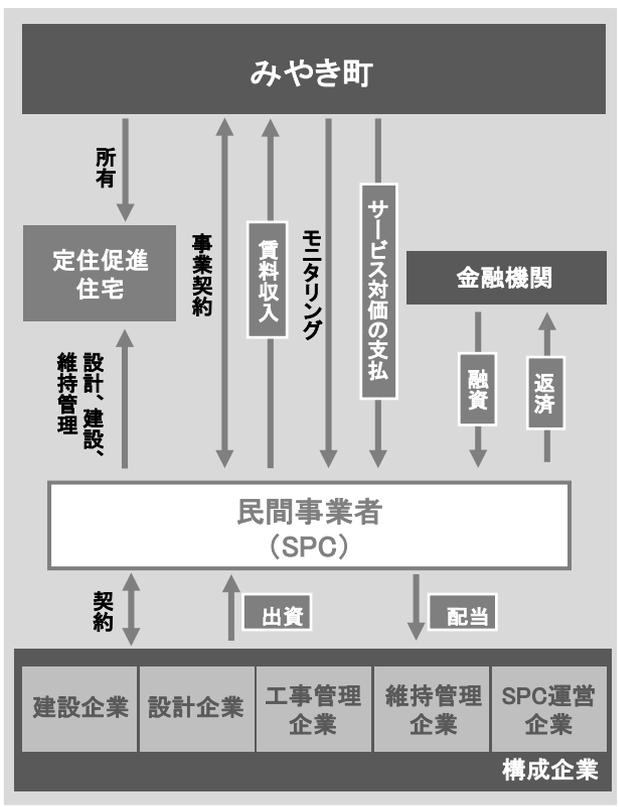


遊具

【概要】

|          |   |
|----------|---|
| 事業主体     | みやき町（佐賀県）<br>人口：約2.5万人（平成27年国勢調査）   |
| 事業方式     | PFI（BTO方式）サービス購入型   |
| 事業期間     | 平成25年6月～令和26年3月<br>（31年）  |
| 契約金額     | 約5.6億円  |
| 施設概要     | 地域優良賃貸住宅<br>（定住促進住宅）<br>名称：ティアラみね苺館   |
| SPCの構成企業 | 代表企業…建設企業<br>構成企業…設計企業、建設企業<br>維持管理企業   |
| 事業経緯     | 平成24年 5月 実施方針等の公表<br>平成24年12月 特定事業の選定・公表<br>平成25年 1月 入札公告<br>平成25年 5月 優先交渉権者選定<br>事業契約締結<br>平成25年7月～平成26年3月<br>施設設計・建設期間<br>平成26年 4月 供用開始 |

【事業スキーム】



# 函南「道の駅・川の駅」PFI事業

- ・本事業は、道の駅的设计・建設、維持管理、運營業務に加え、道の駅での物販等の収益事業を含めて一体的に民間事業者（SPC）に実施させることで、民間事業者（SPC）は、道の駅の利用者からの売上金を収入として得られることを踏まえ、事業コストを削減した提案を実現できた。これにより、町は、事業期間中の設計・建設費、運営・維持管理費の負担額を抑制することが可能となった。
- ・平成29年5月にオープンし、初年度は当初の目標（70万人）を大きく上回る121万人の来場者を記録。また河川防災拠点となる「川の駅」が平成31年4月にオープンし、更なる集客、地域振興への寄与が期待される。
- ・単なる休憩所ではなく道の駅が目的地となるように様々なイベントを開催し、中でも道の駅のアイドルグループ「ミミ」を誕生させ、毎週末ライブを開催し集客を増やす取組を行っている。

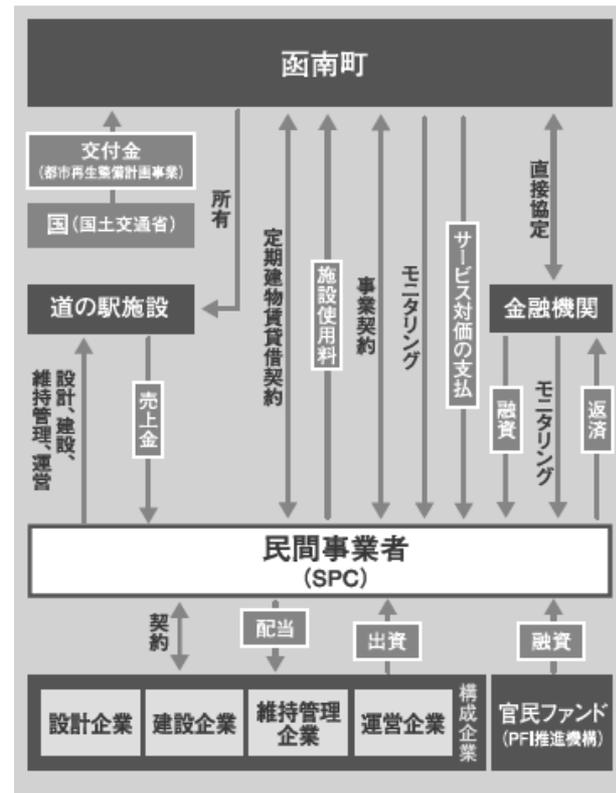
## 【施設写真】



## 【概要】

|          |  |
|----------|--|
| 事業主体     | 函南町（静岡県）<br>人口：約3.8万人<br>（平成27年国勢調査）   |
| 事業方式     | PFI（BTO方式）混合型  |
| 事業期間     | 平成27年11月～令和14年4月（16年5ヶ月）   |
| 契約金額     | 約24億円<br>VFM：8.9%（事業者選定時）  |
| 施設概要     | 道の駅施設（駐車場、トイレ、広域情報発信施設、物産販売所、飲食施設、交流施設、防災倉庫、コミュニティ広場等）<br>展望歩道橋（道の駅と川の駅を結ぶ）※<br>「川の駅（河川防災拠点）・一部」は、別途、国土交通省が整備・維持管理（本PFI事業の業務内容の対象外）                        |
| SPCの構成企業 | 代表企業…建設企業<br>構成企業…設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業  |
| 事業経緯     | 平成24年 3月 基本構想策定<br>平成25年 3月 基本計画策定<br>平成22年10月 実施方針等の公表<br>平成23年 2月 募集要項等の公表<br>平成23年11月 優先交渉権者の選定<br>平成24年 3月 事業契約等の締結<br>平成29年 3月 施設完成引渡し<br>平成29年 5月 開業 |

## 【事業スキーム】



# 柳島スポーツ公園整備事業

- ・本事業は、新湘南国道や相模川築堤などのインフラ整備が早期に図られるよう、相模川河畔スポーツ公園（平成31年3月31日利用停止）を移転・整備したものである。事業手法の検討にあたっては、事業期間を通して、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした事業計画により、市民サービスの向上や市の財政負担の軽減、本施設周辺の活性化等が図られることを期待し、PFI手法を採用した。
- ・民間事業者は、地元中心の業務実施体制を構築し、積極的な地元在住者の雇用確保、県産材の採用、地域活性化への貢献に関して、具体的で実現性の高い事業計画が提案された。ハード面においてはシンボリックなクラブハウスの設置など、ソフト面においては地域スポーツコミュニティの形成を促進し、集客力の向上が期待される各種スポーツ教室事業の実施など、ハードとソフトが調和した一体的な施設利用がされている。

## 【施設写真】



## 【概要】

|          |   |
|----------|---|
| 事業主体     | 茅ヶ崎市（神奈川県）人口：約23.9万人（平成27年国勢調査）   |
| 事業方式     | PFI（BTO方式）混合型+付帯事業（独立採算）付帯事業：レストラン、スタジオ、運動支援施設<br>※付帯事業は、公園施設設置許可（都市公園法）  |
| 事業期間     | 平成26年12月～令和20年3月（23年3ヶ月）  |
| 契約金額     | 約75億円、VFM：6.5%（事業者選定時）  |
| 施設概要     | 公園、エントランス、クラブハウス棟（公園管理室）、競技運営棟、運動施設（総合競技場、テニスコート等）  |
| SPCの構成企業 | 代表企業…建設企業<br>構成企業…設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業   |
| 事業経緯     | 平成21年9月（仮称）柳島スポーツ公園整備基本構想<br>平成22年9月（仮称）柳島スポーツ公園整備基本計画<br>平成25年12月 実施方針等の公表<br>平成26年4月 募集要項等の公表<br>平成26年9月 優先交渉権者の選定<br>平成26年12月 事業契約等の締結<br>平成30年3月 開園 |

## 【事業スキーム】

